

## 自営業者の被扶養者認定について

被扶養者の認定に当たっては、印刷製本包装機械健康保険組合被扶養者認定基準にもとづきます。

《前提》

- (1) 自営業の事業所が法人登記しているときは、健康保険と厚生年金保険の強制適用事業所に該当するため、被扶養者にはなれません。
- (2) 社会通念上、自営業者（個人事業主）の方は経済的に自立した存在であり、事業の売上や必要経費、経営状態などを含めてその事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した方となりますので、基本적으로ご自身で国民健康保険に加入することとなります。

ただし、上記、健康保険と厚生年金保険の強制適用の被保険者に該当せず、かつ主として被保険者の収入によって生活している場合は、被扶養者資格が認められる可能性がありますので、次の認定要件等にもとづき扶養認定の可否を判断します。

自営業者の収入を算出するに当たっては、給与所得者や年金受給者の場合は生活に必要な経費控除が認められず収入総額が対象となるのに対して、自営業者は売上から必要経費を控除することが認められています。ただし、被扶養者認定においては公平性を図るため、収入総額から差し引く必要経費は所得税法上で求められている必要経費とは異なり、直接的必要経費に限られることとなります。

認定要件

【収入の判断について】

被扶養者認定対象の家族が主として被保険者の収入によって生活しているか否かの基準となる収入をより実態に即した金額で判断するため、原則として直近の収入実績にもとづき申請時点から先1年間の推計した額とします。

① 確定申告を行っている場合

生計維持関係を精査したうえで、直近の確定申告の結果にもとづき収入額を推計し直接的必要経費を控除のうえ総合的に判断します。

② 確定申告を行っていない場合

確定申告を行っていない場合は、収入および経費の額を確認することができないため、申請時点以降の収入を適切に判断できません。したがって、この場合は事業開始から申請時点までの事業実績を各帳簿等にもとづき申告していただきます。その申告の実績から収入額を年換算し推計します。また、申請時点以降の収入の見通しについて詳細に自己申告していただき総合的に判断します。

年換算方法：「収入－直接的必要経費÷実績月数×12ヶ月＝年間見込額」

《収入の確認をするために添付していただく書類一覧》

① 確定申告を行っている場合	② 確定申告を行っていない場合
確定申告書第1表、第2表、第3表※ (コピー) および 収支内訳書または損益計算書(コピー)	収支内訳書を用いて事業開始から申請時点までの事業実績を記入して添付してください。

・直近の1年分の申告書(コピー)及び収支内訳書または損益計算書(コピー)を添付してください。

1年分だけでは判断できない場合は、追加で過去分の申告書（コピー）及び収支内訳書または損益計算書（コピー）をご提出いただく場合があります。

- ・認定にあたって記載以外の書類の提出を求める場合があります。

※第3表は分離課税を行っている場合のみ提出

◎②確定申告を行っていない場合は、後日確認のため事業開始年の確定申告のコピーを提出していただきます。確定申告の内容を確認した結果、認定基準を満たさないことが判明した場合は、判明した時点で扶養削除ではなく、申請時点において認定の対象とならなかったことになるため、申請時点にさかのぼって認定取消となります。（場合によっては1年近くさかのぼって認定取消となる可能性もあります）当組合の保険証を使用して保険診療を受けていた場合は、その保険給付費、健診費用、インフルエンザ補助金は、後日返還していただくこととなりますので、申告内容は慎重に精査していただきご提出ください。

◎③申請事由が休業、または廃業によるものである場合

税務署へ提出した届出の控え等を基に総合的に判断します。

《休業または廃業の確認をするために添付していただく書類一覧》

休業の場合	廃業の場合
税務署へ提出した異動届出書 または 確定申告書第1表、第2表、第3表※（コピー）	税務署へ提出した 事業廃止届出書

#### 【収入の算定方法について】

収入を算出するにあたっては、生活に必要な経費控除が認められていない給与所得者や年金受給者との公平性を図るため、被扶養者認定の審査において収入金額から差し引く必要経費は、所得税法上で求められている必要経費とは異なり、その費用なしでは事業が成り立たない経費＝「直接的必要経費」に限られます。また、所得を得るために必要であると当組合が認める経費以外は、経費とは認められません。したがって、確定申告における〔所得金額＝収入〕とはなりませんのでご注意ください。

収入算出式

前項①に該当の方

一般：収入（売上）金額－（売上原価＋直接的必要経費）＝収入

農業所得・不動産所得：収入金額－直接的必要経費＝収入

前項②に該当の方

一般：{収入（売上）金額－（売上原価＋直接的必要経費）} ÷実績月数×12ヶ月  
＝収入（年間見込額）

農業所得・不動産所得：（収入金額－直接的必要経費） ÷実績月数×12ヶ月  
＝収入（年間見込額）

#### 《直接的必要経費とは》

税法上の必要経費とは異なり、その費用なしには事業が成り立たない最小限の経費「生産活動に要する原材料等の費用」（例えば、製造業の原材料費、小売業の仕入れ代等）をいいます。税法上の特別控除や青色申告等の基礎控除は、実際の経費ではありませんので、直接的必要経費として認められません。

所得を得るために必要と当組合が認める経費以外は経費と認められず、税法上の経費とは異なる取扱いになります。

前項①②に該当のケースでは、事業開始年のみ発生する初期費用等、明らかに次年度以降は発生しないと判断される項目は、申請時点以降の収入の算定においての直接的必要経費からは除外します。原則として、収入および経費ともに申請時点以降も継続的に発生すると見込まれるものについてのみ算定の対象とします。

※地代家賃・水道光熱費・旅費交通費・通信費・修繕費・消耗品費・動力光熱費は原則、別表1にある備考のとおり取扱いますが、別途、明確に証明できる書類の提出があった場合、その部分は認める場合があります。

「直接的必要経費」として認められる経費・認められない経費は次の一覧表のとおりです。

○印は、直接的必要経費として全額認められます。

△印は、条件（備考参照）付きで直接的必要経費として認められる経費。

×印は、直接的必要経費として認められない経費。

【一般用】

収支内訳書

科目	当組合の 認定可否	備考
売上原価	○	
給料賃金	×	従業員の雇用があり、給料賃金（専従者給与を含む）の支出が認められる場合は、社会通念上、申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たす立場であり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断致しかねることから扶養認定の対象にはなりません。
外注工賃	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ全額経費として認めます。同一の場合は用途（事業用・自宅用）が混在しているため 50%のみ経費として認めます。
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ全額経費として認めます。同一の場合は用途（事業用・自宅用）が混在しているため 50%のみ経費として認めます。
旅費交通費	△	通勤・研修にともなう費用については経費として認めません。別途内訳書の提出をお願いする場合があります。
通信費	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ全額経費として認めます。同一の場合は用途（事業用・自宅用）が混在しているため 50%のみ経費として認めます。
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ全額経費として認めます。同一の場合は用途（事業用・自宅用）が混在しているため 50%のみ経費として認めます。
消耗品費	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ全額経費として認めます。同一の場合は用途（事業用・自宅用）が混在しているため 50%のみ経費として認めます。
福利厚生費	×	
雑費	×	
引当金	×	
各種控除額	×	

※上記一覧表にない「科目」については、「雑費」として取り扱います。

※地代家賃・水道光熱費・旅費交通費・通信費・修繕費・消耗品費は原則、備考のとおり取扱いますが、別途、明確に証明できる書類の提出があった場合はその分認める場合があります。

## 【一般用】

## 損益計算書（青色申告決算書）

科目	当組合の 認定可否	備考
売上原価	○	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ全額経費として認めます。同一の場合は用途（事業用・自宅用）が混在しているため 50%のみ経費として認めます。
旅費交通費	△	通勤・研修にともなう費用については経費として認めません。別途内訳書の提出をお願いする場合があります。
通信費	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ全額経費として認めます。同一の場合は用途（事業用・自宅用）が混在しているため 50%のみ経費として認めます。
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ全額経費として認めます。同一の場合は用途（事業用・自宅用）が混在しているため 50%のみ経費として認めます。
消耗品費	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ全額経費として認めます。同一の場合は用途（事業用・自宅用）が混在しているため 50%のみ経費として認めます。
減価償却費	×	
福利厚生費	×	
給料賃金	×	従業員の雇用があり、給料賃金（専従者給与を含む）の支出が認められる場合は、社会通念上、申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たす立場であり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断致しかねることから扶養認定の対象にはなりません。
外注工賃	○	
利子割引料	×	
地代家賃	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ全額経費として認めます。同一の場合は用途（事業用・自宅用）が混在しているため 50%のみ経費として認めます。
貸倒金	×	
業務委託費	○	
雑費	×	
貸倒引当金	×	
専従者給与	×	従業員の雇用があり、社会通念上申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たす立場であり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断致しかねることから扶養認定の対象にはなりません。
各種控除額	×	

※上記一覧表にない「科目」については、「雑費」として取り扱います。

※水道光熱費・旅費交通費・通信費・修繕費・消耗品費・地代家賃は原則、表の備考のとおり取扱いますが、別途、明確に証明できる書類の提出があった場合はその分認める場合があります。

【農業所得用】

収支内訳書

科目	当組合の 認定可否	備考
雇人費	×	
小作料・賃借料	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
利子割引料	×	
租税公課	×	
種苗費	○	
素畜費	○	
肥料費	○	
飼料費	○	
農具費	○	
農薬衛生費	○	
諸材料費	×	
修繕費	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ全額経費として認めます。同一の場合は用途（事業用・自宅用）が混在しているため50%のみ経費として認めます。
動力光熱費	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ経費として認めます。同一の場合は原則認められません。ただし明確に判断できる書類の添付がある場合に限り経費として認めます。
作業衣料費	×	
農業共済掛金	×	
荷造運賃手数料	○	
土地改良費	×	
雑費	×	
果樹牛馬等の育成費	×	
専従者控除	×	従業員の雇用があり、社会通念上申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たす立場であり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であると判断致しかねることから扶養認定の対象にはなりません。
諸会費	×	

※上記一覧表にない「科目」については、「雑費」として取り扱います。

※修繕費・動力光熱費は原則、表の備考のとおり取扱いしますが、別途、明確に証明できる書類の提出があった場合はその分認める場合があります。

※「農産物以外の棚卸高」は期首・期末ともに経費に含みません。

【農業所得用】

損益計算書（青色申告決算書）

科目	当組合の 認定可否	備考
租税公課	×	
種苗費	○	
素畜費	○	
肥料費	○	
飼料費	○	
農具費	○	
農薬衛生費	○	
諸材料費	×	
修繕費	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ全額経費として認めます。同一の場合は用途（事業用・自宅用）が混在しているため50%のみ経費として認めます。
動力光熱費	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ経費として認めます。同一の場合は原則認められません。ただし明確に判断できる書類の添付がある場合に限り経費として認めます。
作業衣料費	×	
農業共済掛金	×	
減価償却費	×	
荷造運賃手数料	○	
雇人費	×	
利子割引料	×	
地代・賃借料	○	
土地改良費	×	
諸会費	×	
雑費	×	
果樹牛馬等の育成費	×	
貸倒引当金	×	
専従者給与	×	従業員の雇用があり、社会通念上申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たす立場であり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断致しかねることから扶養認定の対象にはなりません。
各種控除額	×	

※上記一覧表にない「科目」については、「雑費」として取り扱います。

※修繕費・動力光熱費は原則、表の備考のとおり取扱いしますが、別途、明確に証明できる書類の提出があった場合はその分認める場合があります。

※「農産物以外の棚卸高」は期首・期末ともに経費に含みません。

【不動産所得用】

収支内訳書

科目	当組合の 認定可否	備考
給料賃金	×	従業員の雇用があり、給料賃金（専従者給与を含む）の支出が認められる場合は、社会通念上、申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たす立場であり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断致しかねることから扶養認定の対象にはなりません。
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ経費として認めます。同一の場合は原則認められません。ただし明確に判断できる書類の添付がある場合に限り経費として認めます。
借入金利子	×	
租税公課	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ全額経費として認めます。同一の場合は用途（事業用・自宅用）が混在しているため50%のみ経費として認めます。
管理費	○	
仲介手数料	○	
雑費	×	
専従者控除	×	従業員の雇用があり、社会通念上申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たす立場であり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断致しかねることから扶養認定の対象にはなりません。

※上記一覧表にない「科目」については、「雑費」として取り扱います。

※地代家賃・修繕費は原則、表の備考のとおり取扱いしますが、別途、明確に証明できる書類の提出があった場合はその分認める場合があります。

【不動産所得用】

損益計算書

科目	当組合の 認定可否	備考
租税公課	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ全額経費として認めます。同一の場合は用途（事業用・自宅用）が混在しているため50%のみ経費として認めます。
減価償却費	×	
借入金利子	×	
地代家賃	△	自宅住所と事業所の所在地が異なる場合のみ経費として認めます。同一の場合は原則認められません。ただし明確に判断できる書類の添付がある場合に限り経費として認めます。
給料賃金	×	従業員の雇用があり、給料賃金（専従者給与を含む）の支出が認められる場合は、社会通念、上申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たす立場であり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断致しかねることから扶養認定の対象にはなりません。
管理費	○	
仲介手数料	○	
その他の経費	×	
専従者給与	×	従業員の雇用があり、社会通念上申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たす立場であり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断致しかねることから扶養認定の対象にはなりません。

※上記一覧表にない「科目」については、「雑費」として取り扱います。

※修繕費・地代家賃は原則、表の備考のとおり取扱いしますが、別途、明確に証明できる書類の提出があった場合はその分認める場合があります。